

京都市教育長告示第6号

京都市久世ふれあいセンター条例第5条ただし書の規定に基づき、京都市久世ふれあいセンター図書館（京都市久世ふれあいセンターの図書施設をいう。）を次のとおり臨時に開館します。ただし、館内利用に限ります。

平成29年6月27日

京都市教育長 在田正秀

臨時に開館する日	開館時間
平成29年7月25日（火）、同年8月1日（火） 及び同月8日（火）	午前9時30分から午後5時まで

（教育委員会事務局生涯学習部）